

## 奈良県告示第二百五十一号

吉野三町都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月三十一日

奈良県知事 山下 真

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
吉野三町都市計画道路三・五・一 〇二号丹治線	吉野郡吉野町大字吉野山及び大字丹治

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課及び吉野町暮らし環境整備課並びに奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課ホームページ

三 縦覧期間

令和五年十一月一日から同月十五日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課に令和五年十一月十六日までに必着するよう提出すること。